

平成24年第3回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その14）

堺 市 議 会

# 目 次

	頁	
議員提出議案第31号	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を 求める意見書……………	3
議員提出議案第32号	中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書……………	4
議員提出議案第33号	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な 規制強化等を求める意見書……………	5
議員提出議案第34号	筋痛性脳脊髄炎（慢性疲労症候群）患者の支援を求める 意見書……………	6
議員提出議案第35号	税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書……………	7
議員提出議案第36号	東京2020オリンピック・パラリンピック招致に 関する決議……………	11
議員提出議案第37号	東アジア周辺海域の秩序の維持と早急な安定化を政府に求める 意見書……………	15
議員提出議案第38号	中学校給食の早期実現を求める決議……………	19

平成24年9月25日

堺市議会議長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

黒田征樹  
西田浩延  
野村友昭  
木畑匡  
井関貴史  
三宅達也  
米田敏文  
池側昌男  
芝田正利  
裏山堀清次  
小吉川克敏  
西北野村昭一  
西筒居修一  
小星原卓次  
大毛十一郎  
中井國芳

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

小林由佳  
山根健  
高木佳保  
深井重行  
上村太一  
池田克史  
佐治功隆  
大田林健二  
成山清夫  
池尻秀司  
水ノ上成樹  
馬場伸彰  
野里文幸  
榎本幸子  
宮本恵子  
松本光治  
山本典子  
平田多加秋

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 議員提出議案第31号 | 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書    |
| 議員提出議案第32号 | 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書                   |
| 議員提出議案第33号 | 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書 |
| 議員提出議案第34号 | 筋痛性脳脊髄炎（慢性疲労症候群）患者の支援を求める意見書           |
| 議員提出議案第35号 | 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書                 |

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 自治体における防災・減災のための事業に対する 国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和 40 年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後 30～50 年）を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ 6 万の橋のうち 89% が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告があった。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望する。具体的には、橋梁等の道路施設の耐震化並びに長寿命化に資する維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

堺市議会

内閣総理大臣	—		各宛
総務大臣	—		
文部科学大臣	—		
農林水産大臣	—		
国土交通大臣	—		

## 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書

中小企業は、地域の“経済”や“雇用”の要として非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識される。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、政府におかれては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く求める。

### 記

一、環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。

一、地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。

一、中小企業の新たな投資を促進し、雇用の維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること。

1、電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。

一、中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣—  
総務大臣———各宛  
経済産業大臣—  
国土交通大臣—

議員提出議案第33号

## 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な 規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。現在、73物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきている。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されており、また脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚生労働省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって政府におかれては以下の点について早急に対応するよう、強く要請する。

### 記

1. 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
2. 指定薬物が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。

3. 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣—  
総務大臣——各宛  
文部科学大臣—  
厚生労働大臣—

議員提出議案第34号

## 筋痛性脳脊髄炎(慢性疲労症候群)患者の支援を求める意見書

世界保健機関の国際疾病分類（ICD）において、神経系疾患と分類されている筋痛性脳脊髄炎の患者は、全国の労働人口の内に24万人いると推定されている。

筋痛性脳脊髄炎は、生活が著しく損なわれるほど強い疲労が持続、ないし再発を繰り返し、労作業後の神経免疫系の極度の消耗、記憶力や集中力の低下、微熱、咽頭痛、筋肉痛や関節痛、筋力低下、頭痛、睡眠障害などの症状を伴い、通常の日常生活を送れなくなる病気である。

診療を行う医師も非常に少なく、地域的に偏っている。ほとんどの患者は職を失うほど深刻な病気でありながら、原因が解明されていないために、心因性と思われたり、詐病の扱いを受け、偏見と無理解に苦しんでいる。

また、多くの患者は介護が必要であるにもかかわらず、障がい者施策の対象にもならないため、「制度の谷間」で苦しんでいる。

よって、政府におかれては、患者の実態を調査し、筋痛性脳脊髄炎の正しい認知を広め、医療制度の確立と患者に対する介護や就労支援など、社会保障の確立を行い、患者の命と暮らしを支える施策の実施を強く求める。

### 記

1. 筋痛性脳脊髄炎が深刻な器質的疾患であることを認め、医療関係者や国民に周知させ、全国どこでも患者が診察を受けられる環境を整えること。
2. 障がい者手帳を持っていなくとも、医師の意見書などで日常生活や社会生活への参加に制限が認められる患者には、障がい者年金や介護、就労支援などが、スムーズに受けられるようにすること。



3. 「障害者総合支援法」が制定されたが、誰もが人間らしく尊厳を持って生きる権利を守る立場から、制度の谷間におかれた難病・慢性疾患患者の実態に即した福祉制度が確立するよう、当事者の意見を十分に汲み取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣—  
総務大臣———各宛  
厚生労働大臣—

議員提出議案第35号

## 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日に成立した。成立した税制関連法案は、衆議院での審議段階において3党合意に基づいてまとめられた修正案であるが、その中で、所得税や資産課税等の見直しを含む税制全体の抜本改革については、今後検討を加えた上で、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされている。

消費税の増税にあたっては、低所得者の負担がより過重とならないようにするため、高所得者から低所得者への「富の移転」を促す税制の再分配機能を強化する必要がある。

さらに、これまで政府においては、高齢社会、人口減少社会の中で、持続可能な社会保障の構築とそれにかかる安定財源の確保など、経済社会の変化に対応した税制の構築に向けて、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含めた税制全般にわたる一体的な改革の必要性が議論されてきたところであり、税制の抜本改革を先送りすることなく実行に移すべきである。

そこで、修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率の引き上げや、相続税・贈与税の見直しをはじめとする税制全体の抜本改革について、必要な検討を加え、消費税の8%への税率引き上げ前に改正し、確実に実施することを強く求める。

併せて、自動車取得税と自動車重量税についても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費税との二重課税である取得税の廃止を含め抜本の見直しを行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

堺市議会

内閣総理大臣—  
総務大臣——各宛  
財務大臣—

平成24年9月25日

堺市議会議長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

黒田征樹  
西田浩延  
野村友昭  
木畑匡  
井関貴史  
三宅達也  
米田敏文  
池側昌男  
芝田正利  
裏山堀清次  
小吉川林克敏  
西北野昭一  
西筒居修三  
小星原西卓美次

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

小山林由佳  
山高根健  
深井重保  
上村太行  
池田克一  
佐治功史  
大田林健二  
成山清夫  
池尻秀司  
水ノ上成樹  
馬場伸彰  
野里文幸  
榎本幸盛  
宮本恵子  
松本光治  
山本典子

同  
同

大 毛 十一郎  
中 井 國 芳

同

平 田 多加秋

### 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第36号 東京2020オリンピック・パラリンピック招致に関する決議

### 理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

## 東京2020オリンピック・パラリンピック招致に関する決議

オリンピック・パラリンピックは、世界中の国と地域が参加する世界最大のスポーツの祭典であり、競技者、観客をはじめさまざまな人々の交流を通して世界平和の実現に大きく寄与してきた。

この度のロンドンオリンピック・パラリンピックでの日本選手の活躍は、国民に多くの感動をもたらし、我々は改めてスポーツのすばらしさを実感したところである。

我が国はこれまで、1964年の東京大会をはじめ、1972年の札幌大会、1998年の長野大会を開催し、世界中の人々に勇気と感動を与えてきたが、さらに現在、東京都を中心に2020オリンピック・パラリンピック招致に向けた取り組みが進められている。

今回の招致は、国民に夢と希望を与え、東日本大震災からの復旧・復興に向けて力強く再生を果たすための大きな原動力となる。また、開催時には、復興を成し遂げた姿を世界にアピールし、震災発生に際して世界中から寄せられた多くのあたたかい支援に対して感謝の意を伝えるまたとない機会ともなる。

あわせて、世界最大のスポーツの祭典の開催は、日本スポーツ界の活性化や我が国の国際交流の推進、ひいては明日の堺を担う若者たちの健全育成や本市の国際化などに大きく寄与するものである。

よって、本市議会は第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会の東京開催を希望し、その招致に向けた活動を応援するものである。

以上、決議する。

平成24年9月27日

堺市議会



平成24年9月25日

堺市議会議長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

黒田征樹  
西田浩延  
野村友昭  
木畑匡  
井関貴史  
三宅達也  
米田敏文  
池側昌男  
池尻秀樹  
水ノ上成彰  
馬場伸幸  
野里文盛  
山口典子  
平田多加秋

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

小林由佳  
山根健  
高木佳保里  
深井重行  
上村太一  
池田克史  
佐治功隆  
小堀清次  
吉川守  
西北林克敏  
北野礼一  
西村昭三  
大毛十一郎  
中井國芳

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第37号 東アジア周辺海域の秩序の維持と早急な安定化を政府に求める意見書

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。



## 東アジア周辺海域の秩序の維持と早急な安定化を政府に求める意見書

本年8月10日、大韓民国の李明博大統領が島根県・竹島に不法に上陸した。また、8月15日には、香港の民間団体の船が我が国領海に侵入し、乗組員が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。これらの行為はわが国の領土・領海と主権を著しく侵すものであり、断じて許すことはできない。さらにこの後、韓国では李大統領が天皇陛下に対し「謝罪がなければ訪韓の必要はない」などと極めて礼を失した発言をし、また中華人民共和国では反日デモから暴徒化した民衆が日本企業の店舗や工場を襲撃したが、中国政府当局はこれらを沈静化するための方策を取らなかった。中韓両国政府は日本との関係改善に努めるどころか、国内の反日感情をことさらに煽り、事態を悪化させている。

一方、これらの一連の動きに対する我が国の政府の対応により、これまで築きあげられてきた日米の信頼関係を損ね、結果として、東アジアを中心とする国際情勢に深刻な影響を与えるに至ったものである。

堺市議会はこのような状況を憂慮し、一刻も早く日米同盟の再構築を図るとともに、東アジア地域の秩序の維持と安定化を実現するため、国会及び政府に対し以下の項目の実行を強く求める。

### 記

1. 領土・領海に関する日本の主張の正当性を、毅然とした態度で国際社会に示すこと。
2. 経済的措置も含めた対中国、対韓国外交の総合的見直しを図ること。
3. アジア太平洋地域における米国との協力体制の改善に努めること。
4. 「海上保安庁法」・「外国船舶航行法」に基づいた領海警備の強化体制を早急に確立させること。
5. 今後、不法上陸があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また、相手国に対し断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
6. 尖閣諸島において施設の整備などを通じた有人化と、周辺海域の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するために尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを迅速に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

堺市議会

衆議院議長一  
参議院議長一  
内閣総理大臣一  
総務大臣一  
法務大臣——各宛  
外務大臣一  
財務大臣一  
国土交通大臣一  
防衛大臣一  
内閣官房長官一

平成24年9月25日

堺市議会議長

吉川敏文様

提出者

堺市議会議員

同

同

同

同

同

黒田征樹

西田浩延

上村太一

池田克史

水ノ上成彰

馬場伸幸

堺市議会議員

同

同

同

同

同

小林由佳

井関貴史

三宅達也

米田敏文

西林克敏

北野礼一

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第38号 中学校給食の早期実現を求める決議

### 理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

## 中学校給食の早期実現を求める決議

食とは、生きていく上で必要不可欠であり、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくために重要なものである。しかし、近年、若年層は食習慣の乱れなどから、肥満や生活習慣病が増加してきている。そうした中、平成17年6月に制定された食育基本法においては、子どもたちの生涯にわたる健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する取り組みが地方公共団体において期待されている。また、学校給食法においても、地方公共団体は児童生徒の健全な発達に資するため、学校給食の普及・充実を図ることとされている。

このような中、全国の多数の自治体では中学校給食が実施されているが、大阪府下での実施率は全国と比べてかなり低く、本市においても中学校の昼食については平成24年度より弁当を持参できない子ども達のための補完事業としてランチサポート事業を本格実施しているが、あくまでも家庭弁当を基本としており、いまだ中学校給食について実施されていない。

社会環境や就労形態、家族形態においても近年変化しており、保護者への負担等軽減とともに子ども達の成長に必要な栄養素必要量が最も重要な時期に栄養バランスに配慮した食事を子ども達全員にとらせてあげるためには中学校給食の早期実施を図るよう求めるものである。

以上、決議する。

平成24年9月27日



平成24年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その14)

---

平成24年 9月 発行

編集・発行 堺市議会  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

堺市行政資料番号

1-B2-12-0063

